

町田市

2022年1月 第97号

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会

町田市森野2-2-22 Tel: 042-724-2169

新年を迎えて ～町田市農業委員会会長 吉川庄衛～

農家の皆様、あけましておめでとうございます。

昨年暮れには新型コロナウイルス感染症も少なくなってきましたが、まだ油断はなりません。そんな中農家の皆様には何かと影響があったことと思います。新年にあたり一日も早く日常が戻り、2022年が実り多い一年となりますようご祈念いたしております。

さて、近年都市農地を巡る制度改正などが相次いで行われました。農家の皆様の為に具体的にその活用がされるよう、町田市農業委員会では取り組んで参りました。

特に、生産緑地指定30年到来前に、10年延長する特定生産緑地の申し出につきましましては、皆様のご理解で、対象農家814件（対象面積約169.9ha）のうち762件から申請があり、申請率にして93.6%となり、都内でもあまり例のない高い割合で有ります。申請された生産緑地の中で、肥培管理の不十分な農地について特別に指導助言もさせて頂きましたが、都市農地の保全にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

しかしながら、農地等の相続税法が改正された2015年以来7年間の生産緑地の減少状況は、年平均約5.7haであり、改正前の年平均の減少面積約4.45haより1.2ha増加しております。都市農業を支える生産緑地の減少は、都市に農地はあるべきものと云う同じ年に制定された、都市農業振興基本法の理念に逆行する税制は見直しをしてほしいものであります。本年1月1日告示の生産緑地面積は、約203haで前年より約5.3haの減少であり依然として減少が続いています。

又、2018年施行された、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用し12件約2.9haの生産緑地の貸借が成立し、同法施行後、特定農地貸付法で猶予農地で開設が可能になった市民農園を含めて合計17件、約3.35haが制度の活用をしております。相続税納税猶予適用農地や特定生産緑地の指定を受けても貸借が出来、借地権など発生せず期限が到来すると農地所有者に必ず返還される制度です。故障や高齢で耕作が大変になったらこの制度を利用する事も出来る様になりました。

各種法律や制度を農業者のために有効適切に活用して参りましたが、更に、都市農地の中で懸命に努力を続けている農家が、安心して経営が継続される様、又、先祖から受け継いだ農地を守ってきた農家が報われ、市内農業を更に発展させ、町田市の都市づくりにも貢献できるよう皆様の意見をお聞きし、国や都へ要望を続けてゆきたいと思っております。農地に関する事は、地元の委員や事務局にぜひご相談下さい。農家の立場に立って、ご助言やご指導をさせて頂いておりますのでご理解の程お願い申し上げます。

農家の皆様、JA町田市、関係団体や関係機関のご協力を頂きながら委員一同努力して参ります事をお誓いし、年頭の挨拶とさせていただきます。

尚、本年3月末日をもって、現在の第26期町田市農業委員・第2期農地利用最適化推進委員の任期が満了となります。皆様のご理解とご協力に衷心より厚く御礼申し上げます。

2015年の改正農業委員会法に基づく改選は3回目となります。推薦応募等につきましましては農協支部長さんやご関係の皆様にご大変ご苦労おかけいたしますがよろしくお願い申し上げます。



平成4年指定生産緑地の約93%が特定生産緑地に指定されました。

1992年（平成4年）の生産緑地につきましては、多くの方々が特定生産緑地を選択してくださいました。申請書および確認書をご提出いただきました農家の皆さま、ありがとうございました。

平成5年に生産緑地の指定を受けた方は 3月末が特定生産緑地の申請締切となります！

平成5年指定の生産緑地を特定生産緑地に移行を希望される方は **2022年3月31日までに申請書を提出していなければ特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。**

指定を希望される方はお忘れの無いようご注意ください。

（申請書は平成5年、6年指定の生産緑地を所有している方に2021年9月頃にお送りしています。）

申請書に記載されている生産緑地のすべて（平成5年、6年指定分）を特定生産緑地へ移行を希望されない場合、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出にご協力をお願いします。

※窓口で、申請の判断やメリットデメリット等、個別に相談を行っています。

【特定生産緑地についてのお問い合わせ】土地利用調整課 電話：042-724-4254

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、違う法律に基づく別々の制度です。**納税猶予を受けている方には、以下の理由から特定生産緑地の指定申請をされることをお勧めしています。**

- ① 生産緑地の指定から30年経過後も納税猶予制度は引き続き適用されているため終身営農の義務も継続しています。
- ② 営農を継続しても、特定生産緑地の指定を受けなければ、固定資産税は宅地並みになります。
- ③ 次の相続の時に納税猶予の適用を受けられなくなります。

【相続税納税猶予制度についてのお問い合わせ】農業委員会事務局 電話：042-724-2169

市街化区域の農地を生産緑地にしませんか（追加指定）

追加指定が可能な農地とは

新規対象農地	以下の項目を満たす必要があります。
	① 同一街区内または隣接街区を含めた区域で一団として300㎡以上が確保できること。（一団と認められるか否かは申し込み後に市で確認します。） ② 登記及び固定資産税の課税の地目が田・畑（農地）であり、現に耕作されていること。 ③ 市街化区域内の農地であること。 ④ 30年以上の営農が期待できること。 ⑤ 連坦しない個々の農地面積は100㎡以上の一筆単位であること。
再指定対象農地	次のいずれも対象となります。
	○過去に生産緑地を解除した農地 ○農地転用届け出済み農地（農地継続の確認のため別途「申出書」が必要です。）

事前募集の期間等について（期間厳守）

願書配布場所：町田市役所9階905農業振興課（町田市ホームページでもダウンロード可）

事前募集日時：2022年1月11日（火）～1月31日（月）まで（土・日・祝日を除く）

受付場所：町田市役所9階905農業振興課

受付時間：8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

提出書類：生産緑地地区指定願書、案内図、公図写し・全部事項証明書（発行から3ヶ月以内の原本）、申出書（農地転用届け出済み農地の場合）

米作り農業体験～稲刈り・収穫祭～



稲刈りの様子①



稲刈りの様子②

今年は天候に恵まれ春に植えた苗も順調に生育して、9月25日に稲刈りを迎えることが出来ました。参加者の皆さんは、委員やJA町田市の職員に鎌の使い方や刈取った稲の束ね方などの指導を受けた後、



収穫祭の様子

初めての方も多く慣れない様子でしたが無事に作業を終えることが出来ました。脱穀後の稲わらは農業祭や小学校でのわら細工に活用されました。

11月28日の収穫祭では、杵と臼を使って餅をつき、押し餅にする体験をしてもらいました。また野菜釣りのゲームをしたりと楽しいひと時を過ごされたようです。自分達の作ったお米がお餅に成っていく様子を興味深そうに見入っていましたが、農と食が身近になる貴重な体験になったと思います。

わら細工指導を市内の小学校で行いました



わら細工指導の様子



完成したお飾り

12月2日・3日に、町田第三・小山田・小山田南の各小学校の五年生にわら細工の指導を行いました。学校ではわら細工体験を通して、私たちの生活に身近なお米作りの大切さに触れるとともに、収穫した後のわらを有効活用してきた日本の伝統文化について学んでほしいそうです。皆さん一生懸命取り組んでいました。

第48回農業祭を開催しました

2021年11月13日(土)・14日(日)の2日間、町田シバヒロで2年振りに農業祭を開催しました。農業委員会ブースではわら細工体験コーナーを設け、委員によるホウキづくり・お飾りづくり指導を行いました。お子様から高齢者まで熱心にわら細工に取り組まれていました。



ホウキづくりの様子



お飾りづくりの様子



米作り体験の絵画を展示しました

都市農地の貸借の円滑化に関する法律のご利用について

この法律が施行されてから現在まで、町田市において12件、約2.9haの貸借が行われています。農地を貸しても借地権が発生せず、相続税猶予制度の適用のまま貸借が可能です。

健康に不安のある方やご高齢の方などは生産緑地としての管理ができることから、現在まで利用者が増えています。生産緑地の貸借を希望される方は、農業委員会事務局までお問合せください。

農業委員会事務局よりお知らせ

●農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は加入者・受給者数に左右されない積立方式での公的年金です。ご興味がある方はぜひ、農業委員会事務局までご連絡ください。

●全国農業新聞を読みませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である、全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。
★ 購読料 月700円 ★ 発行日 毎週金曜日

●農業委員・農地最適化推進委員の任期満了について

第26期 農業委員・第2期農地利用最適化推進委員が2022年3月31日をもって、任期が満了します。皆様のご理解・ご協力誠にありがとうございました。

編集後記

明けましておめでとうございます。本年も広報誌「農業委員会だより」をよろしくお願いいたします。今月号は米作り農業体験の収穫祭及びわら細工の様子を紹介しました。子供たちが初めての体験を真剣かつ興味のまなざしで取り組む姿を見ますと我々の指導にも熱が入ります。都市農地貸借円滑化法や特定生産緑地などについても載せていますが、生産緑地を所有している方は、何か不明な点がありましたら、農業委員会までお問い合わせ下さい。これからも「農」に関するイベントや生産者の紹介等の情報提供をはじめ、さらに親しみやすい誌面づくりを目指し、農業者同士をつなぐ情報発信に努めてまいりますので、今後ともご愛読をお願いいたします。

【編集委員長】小野 【編集副委員長】山下 【編集委員】吉川、石阪、大澤、小林、細野
農業委員会事務局 TEL 042-724-2169 経済観光部農業振興課 TEL 042-724-2166